

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：松山市立浮穴保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 逸見 佳子	定員（利用人数）：120名（129名）	
所在地：愛媛県松山市南高井町1608-2		
TEL：089-976-2202	ホームページ： http://ukenahoikuenn.or.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成21年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 和泉蓮華会		
職員数	常勤職員： 21名 非常勤職員 10名	
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士 22名 栄養士 1名	
	看護師 1名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室・給食室・相談室等10室	木造平屋建て

③理念・基本方針

保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。

保育方針

- ・子どもの主体性を育み、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ・地域や家庭との信頼関係を築き、協力しながら子育てします。
- ・地域の子育て家庭を支えます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子育て支援事業、延長保育事業、休日保育事業、障害児保育等
- ・特色ある保育
 - ①英語教室（楽しく英語に触れる体験）
 - ②体操教室（外部講師の指導により運動能力を高める）
 - ③フラダンス（健康の増進）
 - ④茶道教室（礼節を大切にする心や落ち着きのある精神力を養う）
 - ⑤0歳～5歳児までの音楽のある保育（年長児は少年少女合唱団結成）
 - ⑥自然体験（園内での野菜の栽培や収穫、園外保育で自然や動物にふれ合う機会を作る）
 - ⑦地域交流（地域の方や高齢者の方との交流）

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年6月8日（契約日） ～ 令和2年10月14日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成27年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

平成21年4月に松山市の委託園として民営化後、「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」という保育理念のもと、一人ひとりの子どもを大切にされた保育の実践に努めている。子育て家庭への様々なサービスの提供や積極的な地域交流を行い、保護者や地域からの信頼を得ている。

定期的に受けている第三者評価結果に基づいた園全体の課題改善策の実施と合わせて、今回、園独自で行っている保育士等の自己評価の内容を検討し、主体的でより丁寧な振り返りを行ったことは、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みとして高く評価したい。

◇改善を求められる点

事業計画について、事業や経営課題等の内容を職員や保護者によりわかりやすく周知、理解を促すための工夫を期待したい。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本園は、民間委託を受けて12年目となり、第三者評価受審も3回目となりました。受審するにあたっては、前回受審した評価結果を振り返り、課題改善を行なうと共に、細分化された自己評価シートを新たに取り入れたり、園内研修の在り方を工夫するなど職員が「気付き合い、学び合う」機会を大切に、保育士の質の向上と専門性を高める努力を行ないました。その結果、高い評価をしていただき、職員の励みや自信になりました。今後は、法人と連携しながら、中長期計画の内容を反映した単年度事業計画を策定し、その内容を職員や保護者によりわかりやすく見える化する工夫を行なっていきたいと思います。そして、より一層「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園」となるよう努めて参ります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 保育理念・保育方針が明文化され、しおりやパンフレット・園だより等に記載して、地域や関係機関等に配布し、適切に周知されている。また、様々な機会を捉え、継続的に職員や保護者等へ周知が図られている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 地域の世帯構成や子どもの数等の潜在的利用者に関する綿密なデータを収集し、課題を明確にするとともに、園及び法人全体で経営環境や経営状況の把握・分析を行っている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園・法人の運営会議等での経営環境や経営状況の把握・分析に基づき、課題や問題点を明確にしている。経営状況や改善すべき課題は職員にも周知され、具体的な取組を進めている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針、法人や自治体における行動計画に基づき、中・長期計画が策定されている。近年の災害や感染症、保育関連施策の状況を勘案して定期的（6か月ごと）に行うほか、必要に応じて随時見直しを行っている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の内容を反映した単年度事業計画の策定において、具体的な成果等の分析や実施状況が評価できる内容となることを期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>年度末の職員会議等で、事業計画の評価・見直しを行い、職員から出された意見や改善提案を取り入れた次年度の計画策定を行う手順が定められている。今後は、事業や経営課題等の職員への周知や理解を促すための工夫を期待したい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに保護者に配付する入園のしおりや園だよりに明記するとともに、入園前のオリエンテーションや入園式等で保護者に説明を行っている。環境整備等の内容もわかりやすく、より理解できるような工夫を期待したい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価を定期的に受審し、保育の質の向上に向けた園全体での取組みの体制が整備されている。園独自の自己評価を職員全員で実施し、課題分析を組織的に行っている。</p>		

(保育所版)

9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果から改善課題を明確にして、職員間で共有し話し合いを重ね、解決・改善の取組みにつなげている。設備や人員等の課題については、必要に応じて自治体や法人と連携し、課題解決に向けた取組みを行っている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任について職務分掌等に文書化するとともに、職員会議等で表明し理解を図っている。有事の際の自らの役割と責任、不在時の権限委任等も明確化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各種法令や保育関連法規をリスト化し、職員がいつでも閲覧できるようにしている。最新情報の把握に努め、新たに得た情報は職員に周知している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた体制整備を積極的に進め、職員とともに現状の評価・分析や課題の改善へ向けた取組みを行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>経営状況等を職員に周知して理解を図り、コスト削減や課題の改善に向け、園全体で取り組んでいる。人事や財務等の管理は法人が行い、園長は与えられた権限の中で業務の効率化を図り、働きやすい職場環境の整備に努めている。</p>		

(保育所版)

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員採用や人事管理は法人本部が行い、人材確保計画も確立され、新卒者向けの見学ツアーやアプリを使った情報配信等の効果的な採用活動が行われている。キャリアパスの明示や資格取得のための助成、様々な福利厚生制度の導入等、人材定着に関する取組みも実施されている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確にするとともに、人事基準や評価制度を導入し、総合的な人事管理が行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向を把握し、園長が定期的な個別面談を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備に努めている。また、園内・法人に相談窓口を設け、ハラスメント防止に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりが自己評価管理シートで目標設定を行い、年3回の定期的な園長との面談において、目標達成に向けた進捗状況や達成度の確認が行われている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、一人ひとりに必要な教育・研修が実施されている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画が策定され、職員一人ひとりのニーズや階層に合わせた研修の機会を確保するほか、資格取得の助成を行うなど職員の資質向上に努めている。</p>		

(保育所版)

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 実習生受け入れマニュアルを整備し、養成校と連携しながら実習生の研修・育成について積極的な取組を行っている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ ホームページ等において、法人・園の理念・基本方針、保育内容、財務等に関する情報が適切に公開され、保護者や地域に向けてパンフレットや機関誌等の配布も行われている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 日々の事務や経理関係については、事務員と法人全体の経理を本部事務局が行い、定期的に法人の内部監査が行われている。公認会計士が法人監事監査で指導助言を行い、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組に努めている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 小学校行事への子どもの参加や地域の子育て家庭への園庭開放、地域住民を園行事に招待するなど、折に触れて地域との積極的な交流が行われている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
＜コメント＞ ボランティア受け入れマニュアルを整備し、ボランティアや職場体験等の受け入れを積極的に行っている。		

(保育所版)

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 必要な関係機関等がリスト化され、職員間で共有し、迅速に連携できる体制が整備されている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 地域行事に子どもが参加するほか、地域の子育て家庭への園庭開放や園行事・講演会等へ参加を呼びかけるなど、地域との様々な交流活動を通して、地域の福祉ニーズ等を把握するための取組みが積極的に行われている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 地域の子育て家庭に向けた園庭開放や子育て相談の事業活動、地域の防災・被災時対策等の福祉的支援への理解や備えに向けた取組みが行われている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 子ども一人ひとりを尊重する基本姿勢について、理念・基本方針等に明文化されている。職員は、毎日の朝礼で理念・基本方針を唱和し、常に念頭に置いて保育するように努めている。また、一人ひとりの子どもの尊重や基本的人権への配慮に関して職員会議等で共通理解を深め、日々自らの保育の振り返りを行っている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 子ども・保護者のプライバシー保護や権利擁護に関しての規程・マニュアル等が整備され、職員に周知徹底を図っている。		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報を記載した、入園のしおりやパンフレット等を希望者に配布するほか、公共施設等にも配置して、多くの人が入手できるようにしている。見学者には、わかりやすい説明と丁寧な対応に努めている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>サービスの開始・変更にあたっては、職員全員がマニュアルに基づき同じ手順・内容でわかりやすい説明をするように努めている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>転園の場合には、サービスの継続性に配慮し適切な引き継ぎを行っている。退園・卒園の場合にも、保護者が気軽に相談できるように相談窓口や担当者を設置し、文書でも伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育を振り返り、子どもが安心して意欲的な生活を送っているか把握するように努めている。また、利用者満足の上昇を目的に定期的なアンケートを行い、把握した結果を職員会議等で分析して改善策を検討する体制を整備し、具体的な改善へつなげている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備され、入園のしおりに記載して説明を行い、園内の掲示等でも周知している。苦情解決については、申出者の意向を確認して随時公表している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者が相談や意見を述べやすいように、複数の方法や相談相手を自由に選べることを周知している。個人情報等に配慮した面談室を園内に設置し、いつでも利用できるようにしている。</p>		

(保育所版)

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的に保護者とのコミュニケーションを図りながら、意見箱・アンケート等から保護者の意見や要望を把握し、マニュアルに沿って組織的かつ迅速な対応に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長・主任・看護師を中心に園内のリスクマネジメント体制を整備し、アクシデント報告・ヒヤリハットの集計分析結果を職員間で共有し、改善策を話し合い、再発防止に努めている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症予防と発生時の対応マニュアルを職員に周知徹底し、管理体制が整備されている。看護師を中心に感染症予防に努めるとともに、発生時には、保護者に園内の掲示板で迅速に知らせ、毎月の保健だより等で予防策や対応についての適切な情報提供が行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>防災計画、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時における子どもの安全確保のための取組みが組織的に行われている。防災マニュアルが整備され、定期的な園内での避難訓練や隣接の小学校と連携した訓練も行われている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育課程に基づいた標準的な実施方法を文書化し、職員間で確認と共有を図っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法について、必要に応じてミーティングや職員会議等で見直し、検証を行っている。見直し・変更の部分は職員全員に周知し、共通意識を持って実施するように努めている。</p>		

(保育所版)

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 手順書に沿って行うアセスメントに基づき、指導計画を作成している。アセスメント結果は職員全員に周知し、共通理解を図り保育に反映されている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 指導計画の評価・見直しの手順を組織的に定め、PDCAサイクルに基づいて実施されている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 統一した様式で子ども一人ひとりの記録が適切に行われ、配慮が必要な子どもの情報については、必要に応じて職員間で共有化されている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 子どもに関する記録は、規程や個人情報保護マニュアルに基づき、管理体制が確立している。規程やマニュアルに、開示請求時の対応や記録の保存・廃棄事項等が明記され、職員に周知している。		

A-1 保育内容**1-(1) 保育課程の編成**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育課程は、児童憲章、保育所の理念・基本方針等に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態等に応じて考慮し、全体的な計画として編成されている。保育に関わる職員全員で定期的に評価・見直しを行い、次の編成に活かしている。
--

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c

園務員を雇い、掃除の徹底や園庭の整備を行い、園全体で子どもたちが安心して心地よく過ごすことのできる環境整備に努めている。日常の安全衛生管理に加えて、今年度は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対策も行われている。各室内は、マットや仕切りを使ってコーナーを設け、自由に遊べる環境やくつろげる場所を作っている。特に、低年齢児クラスでは、個々の子どもの生活リズムに配慮し、心地よく過ごせるよう工夫がされている。

一人ひとりの子どもの発育や発達過程、個人差を十分に把握し、職員会議等で話し合い、職員間の共通理解を深めている。ゆっくりとわかりやすい言葉遣いや穏やかな言葉かけを心がけ、子どもの気持ちを受け止めて、気持ちに寄り添った対応に努めている。

一人ひとりの子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣が身につくように、自分でやってみようとする子どもの意欲を尊重し、個人差に配慮した援助を心がけている。

園外散歩や法人の運営する農場に出かけ、身近な自然や動物に触れる機会や園内外の様々な人との交流の場を持ち、他者との豊かな関わりが持てるように努めている。生活や遊びの中で子ども自身が選択したり、意欲的に関われるような環境を整備し、年齢や子どもの状況に合わせた援助を大切にしている。

0歳児保育においては、特定の保育士との応答的な関わりの中で情緒の安定を図っている。看護師を配置し職員間で情報共有をしながら、健康と安全の確保に努めている。また、家庭と園との生活の連続性を捉え、家庭と連携して、一人ひとりの子どもの状態に合わせた援助が行われている。

1・2歳児の保育においては、一人ひとりの発達状況に応じた個別の指導計画のもと、保育が行われている。個々の発達段階や個性を受け止めながら、自分でしようという気持ちを尊重した援助を行うように努めている。子どもが安心して探索活動等が行えるように環境を整備し、自発的な活動ができるよう関わっている。日常のコミュニケーションを大切に家庭との連携を密にし、保護者の気持ちに寄り添い、子育ての悩みにも丁寧に対応するとともに、一人ひとりの子どもの成長を見守り共有するように努めている。

3歳以上児の保育においては、基本的な生活習慣の定着を図り、一人ひとりの育ちに合わせた援助や関わりを心がけている。集団の中で個性が活かされ自分の力を発揮しながら、友だちと一緒に様々な遊びや活動に取り組めるような環境整備を行っている。園内外での合唱団やフラダンス発表等の年長児の活動は、友だちと心をひとつにして表現することや活動をやり遂げた達成感を味わう貴重な体験として、子どもたちの自信にもつながっている。

障がいのある子どもが安心して生活できるように個別支援計画を作成し、職員全員で子どもの状況や成長に応じた保育を行うようにしている。必要に応じて関係機関と連携し、相談や助言を受け、保護者に必要な情報を伝えている。また、研修に積極的に参加し、新たに得た情報を職員間で共有し、理解を深めるための話し合いを行っている。

長時間保育については、畳の部屋でリラックスして安心・安全に過ごせる環境を整えている。伝達ボード等を使用した職員間の適切な引継ぎや、保護者との連携が行われている。

小学校の授業体験や交流会等に参加し、子どもたちが小学校生活へ期待や見通しを持てるようにしている。また、職員が小学校との連絡協議会に参加したり、小学校教員による園での保育体験等から意見や情報交換を行い、小学校との連携を深めている。保護者にも、小学校生活につながる保育内容や必要な情報等を様々な機会を通して伝えている。

1- (3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>年間の保健計画を作成し、子どもの健康管理に関するマニュアルを整備している。保護者と連携し、必要な情報は職員間で周知、共有して、子どもの健康管理を適切に行っている。毎月保健だよりを発行し、保護者に対して子どもの健康に関わる必要な情報提供をしている。乳幼児突然死症候群について園内研修を実施し、睡眠確認表を用いて午睡時の子どもの様子を把握するなど、十分な配慮を行っている。</p> <p>健康診断や歯科健診の結果は、関係職員に周知して保健計画等に反映させて、保育を行っている。また、結果は保護者にも伝えて、家庭での生活に活かせるようにしている。</p> <p>アレルギー疾患のある子どもに対しては、マニュアルや「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って、保護者と連携し医師の指示書のもと適切な対応が行われている。職員は研修等にも参加し、必要な知識や情報を得るとともに、職員間で共有している。</p>

1- (4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>年間の食育計画を作成し、年齢に応じた調理体験や園の菜園で栽培・収穫した新鮮な野菜を食べるなど、子どもの食への興味や関心を深める取り組みを行っている。担当保育士は、一人ひとりの子どもの食事状況を把握するとともに、友だちと一緒に楽しく落ち着いて食事が摂れる環境や雰囲気づくりに努めている。</p> <p>毎日の給食展示や毎月の給食だよりで、子どもの食生活や園での食育の取り組み等について保護者に伝えたり、アンケートを実施して家庭での食事状況を把握したり、相談に対応するなど、食を通じた支援が行われている。</p>

A-2 子育て支援

2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c

所見欄

送迎時のコミュニケーションや連絡帳等で、家庭との日常的な情報交換を行っている。園行事や保育参観、個別面談等で、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会を設け、様々な形で子どもの発達や成長を共有できるようにしている。

2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

日々のコミュニケーションを大切にし、職員は一人ひとりの保護者の思いを受け止め、様々な場面で保護者からの相談を受けている。また、保護者の就労状況に合わせた、延長保育や土曜保育・休日保育のほか、病気や体調不良時に利用できる系列法人の小児科の病児・病後児保育等、子育て家庭を支援するための事業やシステムの整備が行われている。

子どもの心身の状態等の把握に努め、マニュアルを整備し、園全体で虐待等権利侵害の早期発見・早期対応や虐待の予防に努めている。マニュアルに基づき園内研修を実施するとともに、フローチャートを作成し、各関係機関と速やかに連携する体制も整備されている。

A-3 保育の質の向上

3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c

所見欄

保育計画や保育の記録、職員間の話し合いで定期的に保育実践の振り返りを行い、改善につなげている。職員は個別に自己評価を行い、自らの保育の良さや課題の確認を行っている。また、職員間で話し合い、園内研修として学び合いながら、園全体の保育実践の自己評価につなげ、保育の改善や専門性の向上に努めている。